

障害福祉のしおり

～保健福祉サービスのご案内～

令和7年度



富士吉田市 福祉課 障害担当

富士吉田市下吉田六丁目1番1号

TEL 0555 (22) 1111

内線150・151・152・155・761・114

FAX 0555 (22) 1122

Mail fukushi@city.fujiyoshida.lg.jp

表紙

第44回 ボランティア活動推進作品展 市長賞 吉田小学校5年 原口結さん

『令和7年度 障害福祉のしおり』 変更点

●重度心身障害者(児)医療費助成制度・・・7ページ参照

(文章追加) ※【自動還付にならない場合】入院時の食事代(18歳以下(高校卒業まで)のみ)

(修正前)【申請に必要なもの】■持ち物 3. 要件を確認できるもの(障害者手帳・障害年金証書・特別児童扶養手当証書

(修正後)【申請に必要なもの】■持ち物 3. 要件を確認できるもの(障害者手帳・障害年金証書・特別児童扶養手当受給証明書等

●自動車燃料費の助成・・・24 ページ参照

(修正前)【対象者】②自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方

(修正後)【対象者】②自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方、またはリース契約の方

●乗り物の割引・・・29 ページ参照

(割引の対象となる障害種別の追加)

令和7年4月1日より精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第一種又は第二種の記載のあるもの)をお持ちの方も割引対象となる。

(修正前)【対象者】『身体障害者手帳』『療育手帳』の所持者。

(修正後)【対象者】『身体障害者手帳』『療育手帳』『精神障害者手帳』の所持者。

下表下線部分へ追加。

	第1種身体障害者 第1種療育手帳 第1種精神障害者		第2種身体障害者 第2種療育手帳 第2種精神障害者	
	本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者
普通乗車券	片道100km 超の場合本人5割引	5割引	片道100km 超の場合本人5割引	—
定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	—	5割引 (障害者が12歳未満の場合は介護者のみ5割引)	—	5割引 (障害者が12歳未満の場合は介護者のみ5割引)
回数乗車券 (急行回数乗車券を除く)	—	5割引	—	—
急行券 (特別急行券を除く)	—	5割引	—	—

(文章追加) ※割引の開始日、取扱区間、割引率、介護者等の取り扱いは、各鉄道会社によって異なる場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

●特別児童扶養手当・・・33 ページ参照

手当額の変更

特別児童扶養手当1級（変更前）55,350 円（変更後）56,800 円

特別児童扶養手当2級（変更前）36,860 円（変更後）37,830 円

●障害児福祉手当・・・33 ページ参照

手当額の変更

障害児福祉手当（変更前）15,690 円（変更後）16,100 円

●特別障害者手当・・・34 ページ参照

手当額の変更

障害児福祉手当（変更前）28,840 円（変更後）29,590 円

●障害者差別に関する相談を追加・・・45 ページ参照

●もくじ●

● 障害程度別該当制度一覧表	1
● 相談支援に関すること	
富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」	3
● 障害者手帳について	
身体障害者手帳	4
療育手帳	5
精神障害者保健福祉手帳	6
● 医療費の助成制度	
重度心身障害者医療費助成制度	7
重度心身障害者医療費貸与制度	8
自立支援医療（更生医療）	9
自立支援医療（育成医療）	10
自立支援医療（精神通院医療）	11
高額医療費助成制度、後期高齢者医療制度の適用	12
B型ウイルス性肝炎・C型ウイルス性肝炎の治療費助成	12
● 生活をしやすいとする制度	
補装具	13
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	15
日常生活用具	16
住宅の確保および改築	20
公営住宅の入居、生活福祉資金の貸付	21
富士吉田市ふとん丸洗い乾燥事業	21
● その他の助成制度	
富士吉田市福祉タクシー利用料金助成事業	22
富士吉田市高齢者等外出支援事業	22
介助用自動車改造・購入費の助成	23
自動車燃料費の助成、自動車改造費の助成	24
自動車運転免許取得費の助成	25
● 税金の減免・控除	
自動車税の減免	26
所得税・市県民税等の控除	28
相続税の控除、贈与税の非課税	28
個人事業税・不動産取得税の減免、マル優制度	28
● 各種割引制度	
乗り物の割引	29
有料道路通行料金の割引	31
携帯電話の障害者割引、NTT無料電話番号案内	32
NHK放送受信料の免除	32
● 各種手当・障害年金	
特別児童扶養手当、障害児福祉手当	33

特別障害者手当、富士吉田市重度心身障害者福祉手当	34
山梨県心身障害者(児)扶養共済	34
富士吉田市心身障害児童年金、障害年金	35
●日常生活の支援	
障害福祉サービス・障害児通所サービス	37
地域生活支援事業	37
障害福祉サービス利用の流れ	38
●各種相談窓口	39
●聴覚障害者のためのサービス	
緊急119のファックスメールサービス	41
聴覚障害者向け放送番組(目で聴くテレビ)	41
●視覚障害者のためのサービス	
点字図書・録音図書の貸し出し、点訳・朗読サービス	41
点字郵便物の無料扱い、点字での投票	41
●『働きたい』を支援するサービス	
障害者求職登録・ジョブコーチ	42
トライアル雇用・障害者を支援する機関	42
社会適応訓練	43
●障害者の権利をまもる制度	
障害者虐待防止のために	44
障害者差別に関する相談	45
日常生活自立支援事業	45
成年後見制度	45
●難病の方を支援する制度	
特定疾患治療研究事業、山梨県難病相談・支援センター	46
●病気のお子さまを支援する制度	
小児慢性特定疾患治療研究事業	46
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	47
●富士北麓の障害者団体・家族会	47
●障害者マーク	
国際シンボルマーク、クローバーマーク、ちょうちょマーク、耳マーク	48
盲人のための国際シンボルマーク、ほじょ犬マーク、オストメイトマーク	49
ハートプラスマーク、「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク、ヘルプマーク	49
こども車いすマーク、やまなし思いやりパーキング	50
手話マーク、筆談マーク	50
●ヘルプカード・ヘルプマーク車用ステッカー	50
●防災ベスト	50

●障害程度別該当制度一覧表●

詳しくは掲載ページをご覧ください。

			重度医療	更生・育成医療	精神通院医療	補装具	日常生活用具	居室整備補助金	福祉タクシー 利用料金助成	介助用自動車 改造・購入費助成	自動車燃料助成	自動車改造費助成	自動車免許取得費 助成	税金の控除・免除	
掲載ページ			7	9	11	13	15	19	22	23	24	24	25	26	
身体障害者手帳	肢体不自由	1	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
		2	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
		3	✓	✓		✓	✓		✓			✓	✓	✓	
		4		✓		✓	✓						✓	✓	
		5		✓		✓	✓							✓	
		6		✓		✓	✓							✓	
	視覚障害	1	✓	✓		✓	✓		✓			✓			✓
		2	✓	✓		✓	✓		✓			✓			✓
		3	✓	✓		✓	✓		✓						✓
		4		✓		✓	✓		✓						✓
		5		✓		✓	✓		✓						✓
		6		✓		✓	✓		✓						✓
	聴覚又は 平衡機能障害	2	✓	✓		✓	✓		✓			✓			✓
		3	✓	✓		✓	✓		✓						✓
		4		✓		✓	✓								✓
		5		✓		✓	✓								✓
		6		✓		✓	✓								✓
	音声 言語 その他	3	✓	✓		✓	✓		✓						✓
		4		✓		✓	✓								✓
	内部障害	1	✓	✓			✓		✓			✓			✓
		2	✓	✓			✓		✓			✓			✓
		3	✓	✓			✓		✓						✓
		4		✓			✓								✓
	療育手帳		A	✓				✓	✓	✓		✓		✓	✓
B							✓						✓	✓	
精神障害者 保健福祉手帳		1	✓		✓		✓		✓					✓	
		2	✓		✓		✓		✓					✓	
		3			✓		✓							✓	
難病患者等						✓	✓								

✓・・・おおむね該当(障害の状況や所得制限により該当しない場合があります。詳細は障害担当へご確認をお願いします。)

			JR運賃の割引	バスの割引	航空運賃の割引	タクシー運賃の割引	有料道路の割引	NHK放送受信料免除	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	重度心身障害者福祉手当	扶養共済	心身障害児童年金	思いやりパーキング	障害年金	
掲載ページ			29	29	30	30	31	32	33	33	34	34	34	35	50		
身体障害者手帳	肢体不自由	1	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
		2	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	
		3	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓	✓	
		4	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓					✓	✓	✓	
		5	✓	✓	✓	✓	✓	✓						✓	✓	✓	
		6	✓	✓	✓	✓	✓	✓						✓	✓	✓	
	視覚障害	1	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
		2	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓
		3	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓					✓	✓	✓	✓
		4	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓						✓	✓	✓
		5	✓	✓	✓	✓	✓	✓							✓		
		6	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓						✓		
	聴覚又は 平衡機能障害	2	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓
		3	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓	✓
		4	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓					✓		
		5	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓						✓	✓	
		6	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓						✓		
	音声 言語 そくやく	3	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓		
		4	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓					✓		
	内部障害	1	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
		2	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓
		3	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓	✓
		4	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓					✓	✓	✓
療育手帳		A	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
		B	✓	✓	✓	✓		✓	✓				✓	✓			
精神障害者 保健福祉手帳		1		✓	✓			✓	✓	✓	✓		✓			✓	
		2		✓	✓			✓	✓				✓				
		3		✓	✓			✓					✓				
難病患者等																✓	

受給要件があります。市の市民課年金担当窓口または年金事務所へご相談ください。

受給要件があります。市の市民課年金担当窓口または年金事務所へご相談ください。

✓・・・おおむね該当（障害の状況や所得制限により該当しない場合があります。詳細は障害担当へご確認をお願いします。）

富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」をご利用ください

基幹相談支援センターは、障害のある方々が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、各種相談や情報提供などの支援を行っています。障害の種別や年齢、障害者手帳のある・なしにかかわらず、障害のある方（疑いのある方を含む）やご家族等からのお困りごとに、相談支援専門員や社会福祉士・精神保健福祉士などの専門性のある職員が相談に対応します。

こんな困りごとはありませんか？

- ・ 障害福祉サービスってなに？
- ・ 障害福祉サービスを利用する手続きはどうすればいいの？
- ・ 自分の希望に合ったサービスはないかな？
- ・ 子どもに障害があると言われたけど、どうしたらいいの？

相談は無料です。まずは、お気軽にご相談ください。

場所 ■富士吉田市役所 本庁1階

開所日 ■月曜日～金曜日（祝日、12月29日から1月3日を除く）

開所時間■午前8時30分～午後5時15分

問合せ ■TEL 0555-28-6255

FAX 0555-22-1122

e-mail fujinowa@snow.ocn.ne.jp



●障害者手帳●

障害者手帳は、法律に定める障害に該当すると認められた場合に交付されます。

手帳の交付を受けると、各種の福祉サービスを受けることができます。

障害の種類によって『身体障害者手帳』『療育手帳』『精神障害者保健福祉手帳』があります。

身体障害者手帳(赤色の手帳)

【等級】障害の程度により、1級から6級まであります。

【対象者】視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能に永続する障害がある方

【申請に必要なもの】

手続き		必要なもの			
		写真※1	診断書※2	マイナンバー	手帳
新規申請		2枚	○	○	
再交付申請	障害の程度変更	1枚	○	○	○
	障害名の追加	1枚	○	○	○
	手帳の紛失	1枚		○	
	手帳の破損	1枚		○	○
変更申請(氏名・住所)				○	○
手帳の返還 (死亡・障害の消失)				○	○
市内転居					○
市外転出		転出先の市町村障害福祉担当窓口到手帳を持参し、手続きをしてください。			

※1 写真について・・・タテ4cm×ヨコ3cm、上半身、1年以内に撮影したもの

※2 診断書について・・・所定の身体障害者診断書・意見書で、県が指定する医師が作成したもの。診断書は記載後3ヵ月以内のものに限る。

療育手帳(青色の手帳)

【等 級】

障害程度	障害程度の基準
A-1	重度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1・2級に該当する障害を有する者。
A-2a	最重度の知的障害を有する者。
A-2b	重度の知的障害を有する者。
A-3	中度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級から3級に該当する障害を有する者。
B-1	中度の知的障害を有する者。
B-2	軽度の知的障害を有する者。

【申請に必要なもの】

手続き		必要なもの		
		写真※1	マイナンバー	手帳
新規申請		1枚	○	
再判定		1枚		○
再交付申請	障害の程度変更	1枚		○
	手帳の紛失	1枚	○	
	手帳の破損	1枚		○
変更申請(氏名・住所)				○
市内転居				○
市外転出		転出先の市町村障害福祉担当窓口到手帳を持参し、手続きをしてください。		
手帳の返還 (死亡・障害の消失・県外転出)				○

※1 写真について・・・タテ4cm×ヨコ3cm、上半身、1年以内に撮影したもの
身体障害者手帳を所持している方は申請時に身体障害者手帳が必要となります。

精神障害者保健福祉手帳(緑色の手帳)

【等級】 障害の程度により、1級から3級まであります。

【申請に必要なもの】

手続き		必要なもの			
		写真※1	診断書 ※2	障害年金証書等 ※3	マイナンバー 手帳
新規申請		1枚	△	△	○
更新申請		1枚	△	△	○
障害の程度変更		1枚	△	△	○
再交付申請	手帳の紛失	1枚			○
	手帳の破損	1枚			○
変更申請(氏名・住所)					○
手帳の返還 (死亡・障害の消失)					○

※1 写真について…タテ4cm×ヨコ3cm、上半身、1年以内に撮影したもの

※2 診断書について…所定の精神障害者保健福祉手帳用診断書。

診断書は記載後3か月以内のものに限る。

※3 障害年金証書等について…障害年金証書は平成9年以降のものに限る。

障害者手帳共通 Q&A① 『障害になったら、すぐに手帳を交付してもらえるのですか？』

⇒障害固定の期間が決まっており、すぐに申請できない場合があります。

身体障害者手帳: 障害の種類によって違うので、医師にご確認ください。

精神障害者保健福祉手帳: 初診日より6か月経過後に申請

障害者手帳共通 Q&A② 『障害者手帳は有効期限がありますか？』

⇒身体障害者手帳: 有期認定期間がある方がいます。その場合は更新手続きが必要です。

療育手帳: 再判定年月がある方がいます。その場合は、再判定の手続きが必要です。

精神障害者保健福祉手帳: 有効期間は2年間です。3か月前から更新手続きができます。

●医療費の助成制度●

重度心身障害者(児)医療費助成制度

心身に重度の障害を持つ方に対して、医療機関等で健康保険を使って支払った自己負担のうち、医療費分を助成します。医療機関等の窓口で支払いをした医療費は3ヶ月程度で自動的に還付します。(入院中の食事代および保険のきかない費用は除く。)

※18歳以下(高校卒業まで)のお子様は、医療機関等の窓口にて受給資格者証を提示していただくことにより、窓口での支払いが不要になります。

【助成の対象者】

医療保険に加入している方で、次の要件①②の両方を満たす方が対象となります。

①次のいずれかにあてはまること。

- 身体障害者手帳⇒『1級』『2級』『3級』 ●療育手帳⇒『A』
- 精神障害者保健福祉手帳⇒『1級』『2級』 ●障害年金⇒『1級』『2級』
- 特別児童扶養手当の対象となる児童

②本人及び本人の生計維持者の前年(1～9月までは前々年)の所得が一定の額未満であること。※担当者が確認します。

【自動還付にならない場合】

- 山梨県外の医療機関等
- 受給資格者証や健康保険証を提示しなかったとき
- 医療機関等への支払いが遅れた場合・金額のやり直しがあつた場合
- 療養費払い(接骨院や装具)に係る費用
- 入院時の食事代(18歳以下(高校卒業まで)のみ)

※この場合は、翌月以降に市の福祉課の窓口で『印かん』、『受給資格者証』、『支払いをした領収書』をご持参の上、医療費の支給申請をしてください。申請書は市役所HPにも掲載しております。

※受診した月の翌月10日から2年以内に申請をしなかった場合は、給付できませんのでご注意ください。

【助成期間】

申請日の翌月から10月31日まで

(毎年11月1日付けで更新になります。手続きが必要な方には必要書類を送付します。)

【申請に必要なもの】

医療費の助成を受けるためには、『重度心身障害者医療費助成金受給資格者証』の交付を受けることが必要です。市の福祉課の窓口で申請をします。

■持ち物

1. 印かん
2. 保険証
3. 要件を確認できるもの(障害者手帳・障害年金証書・特別児童扶養手当受給証明書等)
4. 所得課税証明書※当該年の1月1日に住民でなかった方のみ
5. 本人名義の預金通帳
6. 世帯全員分のマイナンバー通知カード 若しくは マイナンバーカード
7. 限度額認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証

【診療を受けるとき】

受給資格者証と健康保険証などを病院等や院外処方の薬局などに提示してください。

【登録事項に変更があったとき】

住所、氏名、加入している健康保険が変わったときは、変更の手続きが必要となります。

■持ち物

1. 印かん
2. 受給資格者証
3. 新しい健康保険証

【受給資格がなくなるとき】

次の場合は受給資格がなくなります。受給資格者証の返還手続きをしてください。

- 富士吉田市外に転出するとき
- 死亡したとき
- 要件に該当しなくなったとき

【支給支払一覧】

支給した医療費の明細は毎年4月、11月に通知します。医療費が戻っているか領収書の金額と照らし合わせてください。なお、重度医療費の支給を受けた金額については、医療費控除の対象になりません。

重度心身障害者医療費貸与制度

医療費の支払いが困難な場合であっても、安心して適切な診療等を受けられるよう、必要な資金を貸与します。

【申請期間】

受診予定の月の前々月11日から前月10日まで

※ただし、事情により上記期間を過ぎての申請も受け付けます。

【貸与方法】

1ヶ月ごとの医療費の貸与になります。

市の福祉課の窓口で1ヶ月分の医療費の申請を行ってください。

【貸与限度額】

高額療養費制度の自己負担額まで(貸与額は千円単位)

※ただし、特に理由がある場合は上限10万円まで

【申請に必要な持ち物】

1. 本人確認書類(障害者手帳、運転免許証、健康保険の保険証等)
2. 重度心身障害者医療費助成金受給資格者証
3. 200円分の収入印紙(貸与申請額が1万円未満の場合は不要)
4. 重度心身障害者医療費助成金の振込口座の通帳(又は口座番号がわかるもの)

※その他、お持ちの場合は限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額 認定証)、直近の月の医療費領収書

自立支援医療（更生医療）

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、治療によって障害の程度を軽くしたり、除去したり、障害の進行を防ぐことが可能な場合、その医療費の一部を助成します。

【対 象】

障害の種類	給付内容
視覚	角膜移植術、白内障手術、網膜はく離手術など
聴覚	外耳道形成術、鼓膜穿孔手術、人工鼓膜、人工内耳など
音声・言語・咀嚼機能	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工咽頭など
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法など
心臓機能	弁形成術、大動脈-冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術など
じん臓機能	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法など
小腸機能	中心静脈栄養法など
免疫機能	抗HIV療法、免疫調節療法など
肝臓機能	肝臓移植、抗免疫療法など

【自己負担】

原則医療費の1割が自己負担となりますが、医療保険上の「世帯」の前年の市町村民税所得割額により、負担額に上限が設定されます。

助成を受けるためには、事前申請が必要です。市の福祉課の窓口で申請をします。

【申請に必要な持ち物】

1. 身体障害者手帳
2. 更生医療意見書
3. 健康保険証

（国保の方は家族全員、社会保険の方は本人と被保険者、後期高齢者医療の方は本人）

4. 特定疾病療養受療証(人工透析療法の方)
5. 所得課税証明書※当該年の1月1日に住民でなかった方のみ
6. 障害年金等の振込通知書又は年金が振り込まれる通帳(受給者のみ)
7. マイナンバー通知カード 若しくは マイナンバーカード

（国保の方は家族全員、社会保険の方は本人と被保険者、後期高齢者医療の方は本人）

自立支援医療（育成医療）

18歳未満の身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な治療を医療機関で受ける場合、その医療費の一部を助成します。なお、手術など確実な治療効果が期待されるものに限りです。

【対 象】

肢体不自由	音声、言語、咀嚼機能障害
視覚障害	内臓障害
聴覚、平衡機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

【自己負担】

原則医療費の1割が自己負担となりますが、医療保険上の「世帯」の前年の市町村民税所得割額により、負担額に上限が設定されます。

助成を受けるためには、事前申請が必要です。市の福祉課の窓口で申請をします。

【申請に必要な持ち物】

1. 育成医療意見書
2. 健康保険証
(国保の方は家族全員、社会保険の方は本人と被保険者、後期高齢者医療の方は本人)
3. 所得課税証明書※当該年の1月1日に住民でなかった方のみ
4. マイナンバー通知カード 若しくは マイナンバーカード
(本人と保護者)

自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患があり継続して通院している方に対し、医療費が助成されます。

この制度を利用することで、医療費の自己負担が1割となります。(生活保護の方は、自己負担分はありません)。

【対 象】

医療保険に加入している方で、精神疾患で通院医療を受けている人

【助成期間】

1年間 ※更新手続きは有効期限の切れる3か月前からできます。

【自己負担の軽減措置】

医療保険上の世帯での住民税の課税状況(⇒所得区分)や疾病の状態(⇒重度かつ継続)により、1か月の自己負担額に上限が設けられます。

上限額までは医療を受けるたびに1割負担となりますが、上限に達した場合その後自己負担額なし(全額公費負担)となります。ただし、あくまでも「月」単位です。

【助成を受けるためには】

市の福祉課窓口で申請をします。

申請してから県での審査後、2カ月～3カ月で交付されます。

【申請に必要な持ち物】

1. 申請書(市役所にあります)
2. 診断書(自立支援医療(精神通院公費)用)
3. 健康保険証または「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」
(国保の方は家族全員、社会保険の方は本人と被保険者、
後期高齢者医療の方は後期高齢者医療を使っている方全員)
4. 所得課税証明書※当該年の1月1日に住民でなかった方のみ
5. 障害年金等の振込通知書又は年金が振り込まれる通帳(受給者のみ)
6. マイナンバー通知カード 若しくは マイナンバーカード
(国保の方は家族全員、社会保険の方は本人と被保険者、
後期高齢者医療の方は後期高齢者医療を使っている方全員)

Q&A 『自立支援医療(精神通院医療)では風邪薬を処方されたときにも1割負担ですか?』

⇒助成の範囲があります。

- 対象となる医療の範囲は、「精神疾患」「精神疾患に起因して生じた病態」に対する通院による医療です。

(同じ医療機関で受けた治療であっても、精神医療に関係のないものは、公費負担の対象とはなりません)

- 投薬・医療機関でのディケア・訪問看護なども含みます。

- 申請により医療受給者証に記載された病院や診療所、薬局などでの医療費のみが対象となります。

高額医療費助成制度

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った医療費の一部負担額の合計が高額になった場合、一度は全額支払いますが、申請により自己負担限度額を超えた分が助成されます。

※限度額認定証

入院前に『限度額認定証』の申請をすることで、限度額を超えた分の医療費の支払いが無料化されます。健康保険証の保険者へお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の適用

【対象者】

次の要件のいずれかを満たす方は、65才から適用になります。

- 身体障害者手帳⇒『1級』『2級』『3級』『4級の一部』
- 療育手帳⇒『A』
- 精神障害者保健福祉手帳⇒『1級』『2級』
- 障害年金⇒『1級』『2級』

【助成を受けるためには】

市の市民課の国保健康担当の窓口で申請します。

【申請に必要な持ち物】

1. 申請書(市役所にあります)
2. 健康保険証
3. 要件を確認できるもの(障害者手帳・障害年金証書)
4. 印かん

B 型ウイルス性肝炎・C 型ウイルス性肝炎の治療費助成

B型・C型肝炎患者の方々の経済負担を軽減し早期治療を推進するため、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、または B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に必要な医療費の助成が受けられます。

【対象者】

B型慢性活動性肝炎、C型慢性肝炎および代償性肝硬変の認定基準を満たし、保険適用となっている治療を受ける方

【助成の対象医療】

受給者証の有効期間内のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、または B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療にかかる初診料、検査料、入院料、薬剤料

【助成を受けるためには】

富士・東部保健所 地域保健課に申請をします。

住所:富士吉田市上吉田1-2-5 富士吉田合同庁舎1階(吉田中学校となり)

TEL:0555-24-9035

●生活をしやすくする制度●

補装具

身体障害者(児)が障害によって失われた機能を補って、日常生活を容易にするために、「補装具」の給付、借受け及び修理が受けられます。

【助成を受けるためには】

事前に市の福祉課窓口にて相談・申請します。

※補装具製作後・修理後の申請はできません。

【給付・修理】

障害種別	種目(補装具名)
視覚障害	盲人用安全杖、義眼、眼鏡(遮光眼鏡等)
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、起立保持具、歩行補助杖(一本杖は除く)、座位保持装置、頭部保持具、排便補助具
重度の両上下肢かつ音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置
難病患者等	車椅子、電動車椅子、歩行器、重度障害者用意思伝達装置、靴型装具

※ 労災や介護保険が優先となります。また治療上必要な方は、医療保険が優先となります。

【借受け】

対 象	① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合 ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合 ③ 補装具の購入前に、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合
種 目	・義肢、装具、座位保持装置の完成用部品 ・重度障害者用意思伝達装置の本体 ・歩行器 ・座位保持椅子

【自己負担】

障害者の場合

本人及び配偶者のうち市民税所得割額が非課税者は費用負担なし。課税者は1割負担となります。

障害児の場合

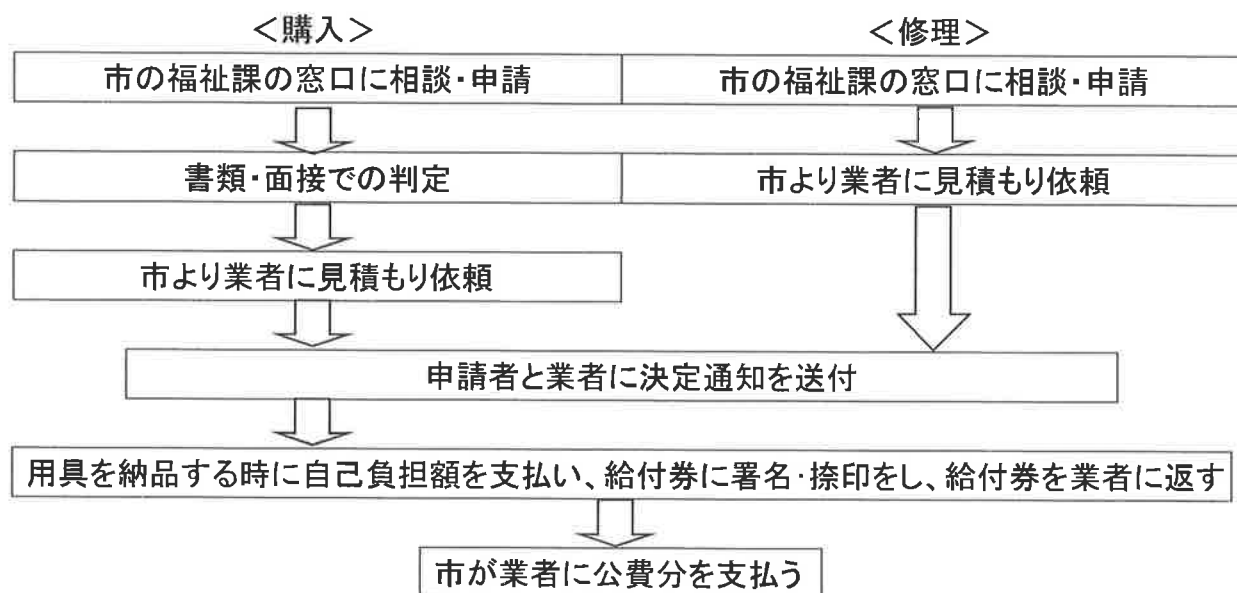
保護者の属する住民基本台帳上の世帯全員の市民税所得割額が非課税世帯は費用負担なし。課税世帯は1割負担となります。

※一定の所得以上の場合は、補装具費の支給対象外となります。市の担当が確認します。

【申請に必要な持ち物】

1. 障害者手帳
2. マイナンバー通知カード 若しくは マイナンバーカード
(障害児は本人と保護者)
3. 所得課税証明書 ※当該年の1月1日に住民でなかった方のみ
4. 障害年金等の振込通知書又は年金が振りこまれる通帳

【手続きの流れ】



【判定】

18歳以上の方で補装具を給付・修理する場合、面接でその要否に関して、山梨県障害者相談所が判定をします。申請後に判定日の日時をご連絡しますので、身体障害者手帳と使用している補装具があれば持参してください。

※場所はふれあいセンター、判定日は月2回(第2、第4火曜日)

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得、コミュニケーションの向上を支援するため、補聴器購入・修理費用の一部を助成します。

【助成を受けるためには】

補聴器を購入・修理する前に相談・申請が必要です。

【対象者】

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方で次の要件をすべて満たす方が助成の対象となります。

富士吉田市内に住所があること。

両耳の聴覚レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の対象とならないこと。ただし、医師が装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満の方についても対象となる。

補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師からの判断を受けていること。

対象児童の属する世帯の中に、市民税所得割が46万円以上のものがない場合。

日常生活用具

障害者が日常生活を自立した状態で円滑に過ごすために必要な用具の購入費を助成します。

【助成を受けるためには】

事前に市の福祉課の窓口にて申請します。 ※購入後の申請はできません。

【自己負担】

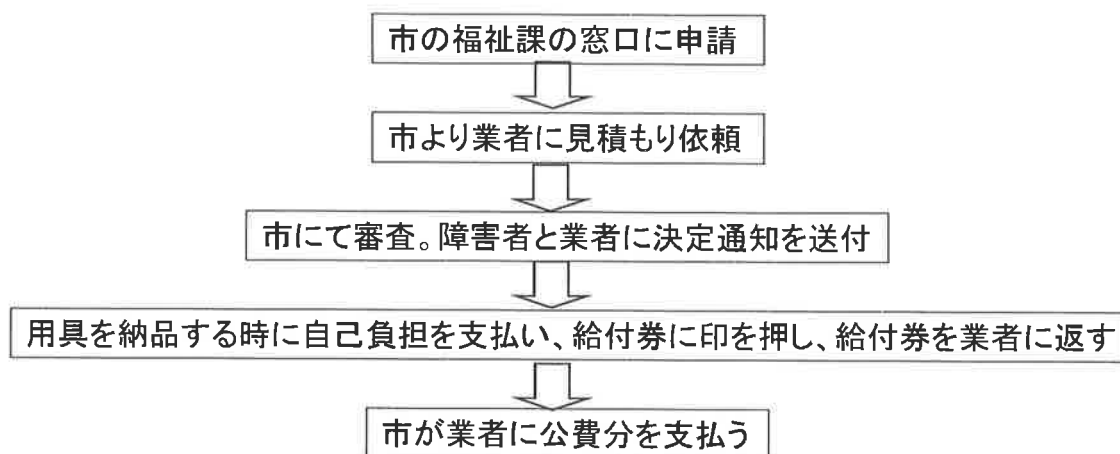
市民税非課税世帯は費用負担なし。課税世帯は1割負担となります。

※一定の所得以上の場合は、日常生活用具の支給対象外となります。市の担当が確認します。

【申請に必要な持ち物】

1. 障害者手帳
2. マイナンバー通知カード 若しくは マイナンバーカード
(障害者は本人、障害児は本人と保護者)
3. 所得課税証明書※当該年の1月1日に住民でなかった方のみ

【手続きの流れ】



【介護保険との関係】

介護保険の介護用品の給付と障害者施策による日常生活用具の給付の両方の支給要件に該当する方は、原則として介護保険制度による給付が優先されます。

ただし、身体上の理由等で介護保険の貸与品が利用できない方は障害者施策の給付対象となります。

※介護保険の日常生活用具

貸与：特殊マット、特殊寝台、体位変換器、移動用リフト、歩行支援用具

給付：便器、特殊尿器、入浴補助用具、移動用リフト(つり具の部分)

【日常生活用具の種目と対象者】

種目	対象者	耐用年数
特殊寝台	・下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児・者 ・難病患者で寝たきりの状態にある者	8年
特殊マット	・下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する身体障害者。 (児童の場合は2級を含む。)及び重度又は最重度の知的障害児・ 者。原則として3歳以上の者 ・難病患者で寝たきりの状態にある者	5年
特殊尿器	・下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する身体障害児・ 者。ただし、原則として学齢児以上の者 ・難病患者で自力で排尿できない者	5年
入浴担架	・下肢又は体幹機能障害2級以上の入浴に家族等他人の介助を 要する身体障害児・者。ただし、原則として3歳以上の者	5年
体位変換器	・下肢又は体幹機能障害2級以上の下着交換等にあたって家族 等他人の介助を要する身体障害児・者。ただし、原則として学齢 児以上の者 ・難病患者で寝たきりの状態にある者	5年
移動用リフト	・下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児・者。原則として3歳 以上の者 ・難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者	4年
訓練いす	・下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として3歳 以上の者	5年
訓練用ベッド	・下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として学齢児 以上の者。 ・難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者	8年
入浴補助 用具	・下肢又は体幹機能障害に障害を有する身体障害児・者で入浴に 介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者 ・難病患者で入浴に介助を要する者	8年
便器	・下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児・者。ただし、原則 として学齢児以上の者 ・難病患者で常時介護を要する者	8年
T字状・棒状 の杖(一本杖)	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害 児・者。ただし、原則として学齢児以上の者	3年
移動・移乗支 援用具	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害 児・者で家庭内の移動等において介助を必要とする者 ・難病患者で下肢が不自由な者	8年
頭部保護帽	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が 不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害児・者。又は、重度 又は最重度の知的障害児・者若しくは精神障害者で、てんかんの 発作等により頻繁に転倒する者	3年
特殊便器	・上肢障害2級以上の身体障害児・者及び重度又は最重度の知的 障害児・者で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な 者。ただし、原則として学齢児以上の者 ・難病患者で上肢機能に障害がある者	8年
火災警報器	・障害等級2級以上の身体障害児・者、重度若しくは最重度の知的 障害児・者又は難病患者であってそれぞれ火災発生感知及び避 難が著しく困難な者。	8年
自動消火器		8年
電磁調理器	・視覚障害2級以上の視覚障害者又は重度若しくは最重度の知的 障害者。	6年
歩行時間延長信号 機用小型送信機	・視覚障害2級以上の視覚障害児・者。ただし、原則として学齢児 以上の者。	10年
聴覚障害者用 屋内信号装置	・聴覚障害2級以上の聴覚障害児・者。	10年

種目	対象者	耐用年数
視覚障害者用 電子歩行補助具	・視覚障害2級以上の視覚障害児・者であって、白杖・盲導犬などと併用することにより、移動の困難が軽減されると認められるもの。ただし、原則として学齢児以上の者	5年
透析液 加温器	・腎臓機能障害3級以上の身体障害児・者。ただし、原則として3歳以上の者	5年
ネブライザー (吸入器)	・呼吸器機能障害3級以上で、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため、必要と認められる者 ・難病患者で呼吸器機能に障害のある者	5年
電気式 たん吸引器	・呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 ・難病患者で呼吸器機能に障害のある者	5年
酸素ボンベ 運搬車	・医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害児者	10年
動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキ シメーター)	・難病患者で人工呼吸器の装着が必要な者	5年
盲人用体温計 (音声式)	・視覚障害2級以上の視覚障害児・者。ただし、原則として学齢児以上の者	5年
盲人用体重計	・視覚障害2級以上の視覚障害児・者。ただし、原則として学齢児以上の者	5年
盲人用血圧計	・視覚障害2級以上の視覚障害児・者。ただし、原則として学齢児以上の者	5年
携帯用会話 補助装置	・肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害児・者。ただし、原則として学齢児以上の者	5年
情報・通信 支援用具	・上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害児・者	3年
点字ディスプレイ	・視覚障害2級以上の視覚障害児・者。ただし、原則として学齢児以上の者。	6年
点字器	・視覚障害2級以上の視覚障害児・者。原則として学齢児以上の者	標準型7年 携帯型5年
点字タイプライター	・視覚障害2級以上の視覚障害児・者で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	5年
視覚障害者用 ポータブルコーダー	・視覚障害2級以上の視覚障害児・者。ただし、原則として学齢児以上の者。	6年
視覚障害者用 活字文書 読上げ装置	・視覚障害者2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	6年
視覚障害者用 拡大読書器	・視覚に障害を有する視覚障害児・者であって本装置により文字等を読むことが可能となる者。ただし、原則として学齢児以上の者	8年
盲人用時計	・視覚障害2級以上の視覚障害児・者。ただし、原則として学齢児以上の者	10年
視覚障害者用 地デジ対応ラジオ	・視覚障害2級以上の視覚障害児・者	5年
聴覚障害者用 通信装置	・聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害児・者等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	5年
聴覚障害者用 情報受信装置	・聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6年
人工喉頭	・喉頭摘出者	笛式 4年

種目	対象者	耐用年数
人工喉頭	・喉頭摘出者	電動式 5年
人工鼻 (HME カセット・ ベースプレート)	・咽頭摘出者	
福祉電話 (貸与)	・聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。	
ファックス (貸与)	・聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。	
点字図書	・市長が別途定める	
ストマ装具	・人工肛門又は人工膀胱造設者	
紙おむつ等	・ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者。 ・身体障害者手帳(肢体不自由のみで)3級以上の者かつ療育手帳A-1、A-2aの者で医師の意見書により排便若しくは排尿機能障害と判定できる者	
収尿器	・高度の排尿機能障害	
視覚障害者用 ワードプロセッサ (共同利用)	・視覚障害児・者で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	
住宅改修費 助成事業	・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者で障害程度等級3級以上の者(特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の者) ・難病患者であって、在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断されている者で下肢又は体幹機能に障害を有する者。	

住宅の確保及び改造

① 居室整備資金の補助

日常生活環境を改善するために、専用居室・浴室・便所及び台所等を整備、(改造、改築又は増築に限る)する場合、その経費の一部を、山梨県が実施主体となり、補助します。(50㎡以内)

1階のみ対象(階段は対象外)

【対象者】

在宅の重度心身障害者(18歳以上で、肢体不自由の身体障害者手帳1・2級又は日常生活において常時介護を必要とする療育手帳Aの所持者)

【補助を受けるためには】 ※工事着工後の申請はできません。

工事の着工前に市の福祉課の窓口にて申請します。

この制度は、整備内容や世帯の所得等、種々の制限があります。

手続きに1ヶ月程度かかることがあります。この間工事にかかることができませんので、余裕を持って事前に協議して下さい。

② 居室整備資金の貸付

日常生活環境を改善するために、専用居室等を造築または改築する場合、必要な資金を、山梨県社会福祉協議会が実施主体となり、貸付します。

【対象者】

重度心身障害者(日常生活で常時介護を必要とする身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの所持者)

【貸付を受けるためには】 ※工事着工後の申請はできません。

工事の着工前に、市社会福祉協議会に申請。また、この制度は、整備内容等に種々の制限がありますので、事前に相談してください。

公営住宅の入居

住宅に困窮している心身障害者（身体障害者手帳1級～4級所持者及び重度又は中度の知的障害者）及び心身障害者が同居している世帯が、公営住宅に入居を希望される場合はご相談ください。

県営住宅の場合

⇒山梨県住宅供給公社管理課(電話055-237-1656)に相談。

市営住宅の場合

⇒市建築住宅課(電話0555-22-1111内線286)に相談。

生活福祉資金の貸付

障害者の経済的自立、生活意欲の助長促進及び在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を営めるようにするための生活福祉資金の貸付です。資金の種類は、総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）、福祉資金（福祉費・緊急小口資金）、教育支援資金（教育支援費・就学支度費）があります。但し、貸付条件を満たさない場合には利用出来ません。

【貸付を受けるためには】

貸付条件、その他詳しい内容については、市社会福祉協議会にお問い合わせください。

電話0555-23-8105

富士吉田市ふとん丸洗い乾燥事業

寝具類の衛生管理が困難な障害者の方に、ふとんや毛布の丸洗い・乾燥消毒を行うサービスです。年3回利用できます。

【対象者】

寝たきりの身体障害者（児）

【利用料金】 ※利用料は引き落としになります。

寝具の種類	丸洗い	乾燥・消毒
敷布団	300円	100円
掛布団	300円	100円
毛布	100円	30円

【利用するには】

65才以上の方は健康長寿課(高齢者支援担当)、65才未満の方は福祉課(障害担当)の窓口で申請します。

●その他の助成制度●

富士吉田市福祉タクシー利用料金助成事業

在宅重度心身障害者(児)が、通常の交通機関を利用することが困難なためにタクシーを利用する場合に、乗車料金の一部を助成します。

【対象者】

- ① 身体障害者手帳所持者のうち、等級が1級・2級・3級の方。
視覚障害のみ4級・5級・6級も対象
 - ② 療育手帳所持者のうち、障害の程度がAの方。
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、等級が1級・2級の方。
- ※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方、施設入所をしている方を除く。

【助成の内容】

交付決定月から年度末(3月)まで、6か月は3枚、それ以降は2枚、最大30枚タクシー券を交付します。タクシー券を乗務員に渡すことでタクシー料金が助成されます。1回の乗車につき、乗車料金を超えない範囲内で複数枚の利用ができます。乗車料金と助成額の差額は自己負担となります。

【助成を受けるためには】

市の福祉課の窓口で申請します。

■申請に必要な持ち物

1. 障害者手帳

富士吉田市高齢者等外出支援事業

公共交通機関の利用が困難な高齢者がタクシーを利用して外出する場合に、その料金の一部を助成します。

【対象者】

心身の機能の低下により、公共交通機関の利用が困難な方で、下記のどちらかに当てはまる方

- ・要介護認定又は要支援認定を受けている方
- ・満65歳以上であって、基本チェックリストを実施し、事業対象者と認められた方
- ・満75歳以上の運転免許証を有していない住民の方

【支給内容】

利用決定月分から翌年3月分まで、利用券をひと月当たり6枚交付します。タクシー利用の際に利用券を乗務員へ渡してください。

※身体障害者手帳提示による10%割引と一緒に利用できます。

【利用者の負担金】

初乗り運賃を助成します。

※ それ以上かかった費用については、直接タクシー運転手にお支払いください。

※ 行先の限定はありません。

【助成を受けるためには】

市の健康長寿課高齢者支援担当へご相談ください。

介助用自動車改造、購入費の助成

自動車をリフト付等に改造、又は改造してある自動車の購入に要する経費を助成します。

【対象者】

次のいずれかに該当する方 ※所得制限があります。

- ① 障害者手帳が1級または2級であって、下肢機能障害または体幹機能障害により日常生活において車椅子等を使用している在宅の障害児者
- ② 日常生活自立度(ねたきり度)判定がランクBまたはランクCと認められた者であり、65歳以上でかつ日常生活において車椅子等を使用している在宅者
- ③ 上記の①または②の介助者であり、生計を一にする者

【助成の内容】

自動車をリフト付等に改造、又は改造してある自動車の購入に要する経費の3分の2(40万円を限度とする。)を助成します。

【助成を受けるためには】

改造・購入前に市の福祉課窓口で申請します。 ※改造・購入後の申請はできません。

■申請に必要な持ち物

1. 身体障害者手帳または日常生活自立度判定表(市町村で用意します)
2. 車検証(購入の場合は不要)
3. 自動車の改造・購入に要する経費の見積書(改造するものとししないもの2種類)
4. 住民票謄本
5. 主たる生計維持者の所得証明書
6. 改造する部品のパンフレット等

改造、購入後に契約書の写し、領収書の写し、車検証の写し、車輛の写真(改造部分のわかるもの)の提出が必要です。また、助成事業が完了した日から起算して小型車は4年間、その他の車両については6年間知事の承認を受けないで譲渡、交換、貸付、担保等にしないで下さい。
(承認を希望の場合は書類の提出が必要になります。)

自動車燃料費の助成

障害者が使用する自家用自動車の燃料費の一部について助成します。

【対象者】

次の要件①②の両方に該当する方

- ① 身体障害者1・2級、療育手帳A
- ② 自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方、またはリース契約の方

【助成の内容】

助成金は1ヶ月50リットルを限度とし、1リットルあたり40円(軽油については18円)の割合で支給されます。※自動車税の減免の証明をうけた翌月から該当になります。

【助成を受けるためには】

手続きの詳細については毎年11月か12月の広報(県・市)に掲載しますので御覧下さい。

※申請用紙は毎年11月頃から市役所福祉課障害担当および富士東部保健福祉事務所福祉課にて配布しています。

※該当者は忘れずに手続きして下さい。なお、提出書類には燃料費の領収書等が必要です。

自動車改造費の助成

身体障害者が就労等に伴い自ら所有し運転する自動車を改造する場合に要する経費(操向装置及び駆動装置の改造に要する経費)を助成します。

【対象者】

身体障害者手帳 上肢機能障害2級以上または体幹機能障害2級以上または下肢機能障害3級の方で運転免許証を有する者。

自ら車を所有し、ハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する必要がある者。

【助成の内容】

自動車の改造に要する経費(操向装置及び駆動装置の改造に要する経費で10万円を限度とする)を助成します。

【助成を受けるためには】

改造前に市の福祉課の窓口で申請します。※改造後の申請はできません。

■申請に必要な持ち物

- 1. 身体障害者手帳
- 2. 自動車の改造に要する経費の見積書
- 3. 車検証
- 4. 免許証
- 5. 所得証明書(所得制限があります)
- 6. 改造前の改造箇所の写真数枚

改造後に実績報告を提出していただきますが、その際車輛を改造した部分の写真を必要書類と一緒に提出していただきます。尚、助成事業が完了した日から起算して5年間は富士吉田市長の承認を受けないで譲渡、交換、貸付、担保等にしないで下さい。(承認を希望の場合は書類の提出が必要になります。)

自動車運転免許取得費の助成

障害者が自動車運転免許を取得するための教習を受ける場合、富士吉田市が実施主体となり、取得費用の一部を助成します。

【対象者】

身体障害者手帳1級または2級(ただし、体幹機能障害にあつては3級以上、下肢機能障害にあつては4級以上)又は、療育手帳の所持者。

※自動車運転免許適性検査に合格した方

【助成の内容】

教習料金に3分の2を乗じた額。ただし、10万円を限度とする。

【助成を受けるためには】 ※免許取得後の申請はできません。

南アルプス市にある山梨県総合免許センターで適性検査を受け、「適性検査結果表」の交付を受けた上で、免許取得前に市の福祉課の窓口で申請します。

■申請に必要な持ち物

1. 身体障害者手帳または療育手帳
2. 適性検査結果表(身体障害者のみ)



●税金の減免・控除●

自動車税の減免

障害者のために使用される自動車については、一定の要件を満たす場合、一人につき一台に限り、自動車税の減免が受けられます。※施設入所、長期入院は対象外。

【申請区分】

自動車を誰が運転するかによって、減免の要件や手続きが異なります。

①本人運転	身体障害者が本人自ら運転
②家族運転	障害者等と住居および生計を一にする方が運転 障害者等の通学、通院、通所または生業（通勤を含む）のために、週3日以上もしくは総使用日数（走行距離数）の50%以上使用していること。
③常時介護者運転	障害者等を常時介護する方が運転 ※「障害者のみの世帯（単身の世帯を含む。）」又は「70歳以上の方（もしくは未成年者）と障害者のみで構成される世帯」に限る。 障害者等の通学、通院、通所または生業（通勤を含む）のために、週3日以上もしくは総使用日数（走行距離数）の50%以上使用していること。

【減免の対象となる障害程度】

●身体障害者手帳所持者

障害の区分		①本人運転	②家族運転③常時介護者運転
視 覚 障 害		1級～4級	
聴 覚 障 害		2級・3級	
平 衡 機 能 障 害		3級	
音 声 機 能 障 害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	_____
上 肢 不 自 由		1級・2級	
下 肢 不 自 由		1級～6級 ※1	1級～3級
体 幹 不 自 由		1級～3級・5級	1級～3級
脳原性 機能障害	上肢機能障害	1級・2級	
	移動機能障害	1級～6級	1級～3級
心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう又は直腸・ 小腸の機能障害		1級・3級	
免 疫 機 能 障 害 肝 臓 機 能 障 害		1級～3級	
療育手帳		障害の程度 A ※2	障害の程度 A
精神障害者保健福祉手帳		1級 ※2※3	1級 ※3

※1 身体障害者手帳下肢不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級とし、本人運転に限り減免の対象となります。

※2 詳細は山梨県自動車税センターまでお問合せください。

※3 精神保健福祉手帳については1級の障害を有していて、かつ自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方が対象となります。

【対象となる自動車の登録要件】

手帳の種類	本人運転	家族運転・常時介護者運転
身体障害者手帳	所有者: 障害者本人 使用者: 障害者本人	所有者: 障害者本人または同居の生計同一者 使用者: 障害者本人または同居の生計同一者 ・常時介護者
療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	—	所有者: 障害者本人または同居の生計同一者 使用者: 障害者本人または同居の生計同一者 ・常時介護者

※割賦販売(ローン購入)の場合はこの限りではありません。

また、車検証に「事業用」と記載されている自動車およびリース車両は対象外です。

※『生計を一にする方』とは？

障害者と収入および支出を共同にして日常生活を営み、かつ同一家屋に起居している方。

【使用目的・使用頻度】

もっぱら障害者の通学・通院・通所・生業(通勤を含む)のために週3日以上もしくは総使用日数(走行距離数)の50%以上使用している自動車が対象となります。

【手続き】

『本人運転』の場合

持ち物: 『障害者手帳』『運転免許証』『車検証』『印かん』『マイナンバー』

○軽自動車の場合⇒市役所税務課市民税担当に申請

(ただし軽自動車取得税減免は山梨県自動車税センターへ申請)

○普通自動車の場合⇒山梨県自動車税センターに申請

『家族運転』『常時介護者運転』の場合

① まず減免資格証明書の交付手続きをします。

～申請する場所～

身体障害者手帳・療育手帳 ⇒ 市の福祉課の窓口で交付申請

精神障害者保健福祉手帳 ⇒ 富士・東部保健所地域保健課

○申請に必要なもの

通学等の証明書・誓約書・運転計画書、障害者手帳、車検証、運転免許証、印かん

②証明書の交付を受けたら、軽自動車は市税務課市民税担当、普通自動車は山梨県自動車税事務所へ申請します。

○申請に必要なもの

減免資格証明書(3か月以内)、障害者手帳、運転免許証、車検証、印かん

※住所が一致している必要があります。ご確認ください。

『本人運転』『家族運転』⇒ 障害者手帳と運転免許証と車検証の住所が一致

『常時介護者運転』⇒ 障害者手帳と車検証の住所が一致

山梨県自動車税センター 笛吹市石和町唐柏1000-4

電話 055-262-4662 FAX 055-263-2421

所得税、市県民税等の控除

【所得税】

①特別障害者控除 400,000円

(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方)

②普通障害者控除 270,000円

(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の方)

【市県民税】

①特別障害者控除 300,000円

(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方)

②普通障害者控除 260,000円

(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の方)

詳細は、市の税務課 市民税担当にお問い合わせください。

相続税の控除

障害者が相続により財産を取得する場合、相続税の控除が受けられます。

詳細は、税務署にお問い合わせ下さい。

贈与税の非課税(特別障害者扶養信託)

家族や個人が重度障害者への金銭を贈与する場合に、一括して金銭を信託銀行に預け、そこから自動的に障害者に支給するシステムがあります。これを利用する場合に贈与税は6,000万円までが非課税となります。詳細は、税務署にお問い合わせ下さい。

大月税務署 大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎 0554-22-3151

個人事業税・不動産取得税の減免

重度の視覚障害者が行うあんま、マッサージ、指圧などに類する事業を行う際の事業税や、障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて当該事業所の事業の用に供する家屋で一定のものを取得した場合などで税金が減免されます。

詳細は、総合県税事務所にお問い合わせ下さい。

総合県税事務所 笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎(1.2階)

個人事業税055-261-9115 不動産取得税055-261-9117

マル優制度

マル優制度等により、預貯金の利子が非課税扱いの適用が受けられます。

くわしくは最寄りの金融機関へお問い合わせください。

●各種割引制度●

乗り物の割引

※障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に記載されている区分『第1種』・『第2種』をご確認ください。

①JR(日本旅客鉄道)

※私鉄鉄道会社においても同様の割引をおこなっている場合あり。

【対象者】

『身体障害者手帳』『療育手帳』『精神障害者手帳』の所持者。

【割引率】

	第1種身体障害者 第1種療育手帳 第1種精神障害者		第2種身体障害者 第2種療育手帳 第2種精神障害者	
	本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者
普通乗車券	片道100km 超の場合本人5割引	5割引	片道100km 超の場合本人5割引	—
定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	—	5割引 (障害者が12歳未満の場合は介護者のみ5割引)	—	5割引 (障害者が12歳未満の場合は介護者のみ5割引)
回数乗車券 (急行回数乗車券を除く)	—	5割引	—	—
急行券 (特別急行券を除く)	—	5割引	—	—

【割引を受けるには】

乗車券を購入する際に、障害者手帳を提示して下さい。

※割引の開始日、取扱区間、割引率、介護者等の取り扱いは、各鉄道会社によって異なる場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

②乗合バスの運賃割引

【対象者】

『身体障害者手帳』『療育手帳』『精神障害者保健福祉手帳』の所持者。

【割引率】 ※県内に発着するバス路線に乗車する場合

対象者		割引率
●第1種身体障害者 ●第2種身体障害者のうち12歳未満の者 ●療育手帳A所持者及び療育手帳B12才未満 ●精神障害者保健福祉手帳1級	本人と 介護者	普通乗車券 50% 定期乗車券 30%
●第2種身体障害者 ●療育手帳B所持者 ●精神障害者保健福祉手帳2級及び3級	本人 のみ	

【割引を受けるには】

乗車券を購入する際に、障害者手帳を提示して下さい。

③航空運賃の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

【割引率】 ※定期航空路線(国内線)に搭乗する場合

第1種、第2種に関わらず本人(12歳以上)及び介助者1名の運賃が割引されます。

※割引率は航空会社・路線によって異なります。

※写真の貼られていない障害者手帳では割引が適用されない場合がございますので
ご注意ください。

※国際線は割引はありません。

【割引を受けるには】

航空会社によって割引サービスが異なりますので、航空券販売窓口にお問い合わせください。

④タクシー運賃の割引

【対象者】

『身体障害者手帳』『療育手帳』の所持者。

【割引率】

10%割引(県内のタクシー会社のタクシーに乗車する場合)

※県外のタクシーについては、制度が多少異なると思われます。

【割引を受けるには】

タクシーを利用する際に、手帳を提示してください。

有料道路通行料金の割引

【対象者】

- ① 障害者自らが運転する場合 ⇒ 身体障害者手帳所持者。
- ② 介護者が運転する場合 ⇒ 第1種の身体障害者。療育手帳A。

【割引率】

50%以内 ※登録できる車は1人1台です。

【割引を受けるには】

ETCレーンを利用する・しないにかかわらず、事前に市の福祉課窓口で申請をして、障害者手帳に車の登録(証明)をします。

登録した車以外の場合は、高速道路の料金所で支払う前に障害者手帳を提示します。

【申請に必要な持ち物】

- 1. 障害者手帳
- 2. 免許証(第2種の場合)
- 3. 登録する車の車検証※ローンを組んでいる方は、ローン契約書も必要です。
- 4. ETCカード(障害者本人名義) ※ETCレーンを利用する場合
- 5. ETC セットアップ申込書・証明書 ※ETCレーンを利用する場合
 ※ETCレーンを利用する場合は登録に3週間程度かかります。

【対象となる車両】

自動車	適用範囲		
	ETCレーン利用	一般レーン利用	
	1種・2種	1種	2種
乗用自動車	○	○	○
貨物自動車	○	○	○
特種用途自動車	○	○	○
二輪自動車	○	○	○
レンタカー	×	○	○
借用自動車	×	○	○
介護・福祉タクシー・ 一般タクシー	×	○ (事前に確認)	×
福祉有償運送車両	×	○ (事前に確認)	×

※自動車を保有していない方も対象となります。

※業務利用車両等は対象外となります。

※再認定のある手帳は割引・有効期限が異なる場合があります。

携帯電話の障害者割引

障害者手帳を所有する方の携帯電話の基本料金などが、半額になるなどの制度があります。携帯電話会社により、サービス内容が異なりますので、詳しくは各携帯電話窓口にお問い合わせください。

例：NTTドコモ⇒ハーティ割引
au⇒スマイルハート割引
ソフトバンク⇒ハートフレンド割引 など

NTT無料電話番号案内

NTTの電話番号案内を無料で受けることができます。

【対象者】

身体障害者手帳をお持ちで次の障害を有する方。

視覚障害 1級～6級

肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1級・2級
療育手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【割引を受けるには】

事前に登録が必要です。手続き等につきましては、0120-104174(フリーダイヤル)までお問い合わせください。

NHK放送受信料の免除

【対象者と減免内容】

放送受信料が全額免除

世帯構成員に身体障害者(児)、知的障害者、精神障害者があり、世帯構成員全員が、市県民税非課税の場合。

放送受信料が半額免除

世帯主が視覚・聴覚障害者、または重度の身体障害者(1・2級)、重度の知的障害者(A)、重度の精神障害者(1級)の場合(世帯主が受信契約者でなければならない)

【割引を受けるには】

市役所福祉課障害福祉担当にて証明を受け、NHK 甲府放送局に申請書を提出します。

【申請に必要な持ち物】

1. 印かん
2. 障害者手帳

※申請内容(世帯員の変更など)に変更が生じた場合には取り消される事があります。

●各種手当・障害年金●

特別児童扶養手当

中程度以上の身体又は知的障害のため、日常生活において常時監護を必要とする20歳未満の児童を養育している父母又は養育者に対して、特別児童扶養手当が支給されます。

※ 所得制限があります。(8月中旬から9月中旬の間に所得状況届の提出が必要です。)

※ 施設入所の場合は、受給できません。

【手当額】 ※年3回(4・8・11月)通帳口座振込により支給

1級 ⇒ 月額 56,800円

2級 ⇒ 月額 37,830円

【手当を受けるには】

市の福祉課窓口で申請をします。

【申請に必要な持ち物】

1. 印かん
2. 障害者手帳
3. 診断書(所定の様式があります。) ※療育手帳が『A-1, A-2a, A-2b』の場合は省略可
4. 戸籍謄本
5. 住民票謄本
6. 通帳(父母等の名義)
7. マイナンバー通知カード 若しくは マイナンバーカード
(本人・配偶者・対象児童・同居している扶養義務者)

障害児福祉手当

20歳未満で身体又は知的に重度で永続する障害があるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障害児に対して、障害児福祉手当が支給されます。

※ 所得制限があります。(8月中旬から9月中旬の間に所得状況届の提出が必要です。)

※ 施設入所の場合は、受給できません。

【手当額】 ※年4回(2・5・8・11月)口座振込により支給

月額 16,100円

【手当を受けるには】

市の福祉課窓口で申請をします。

【申請に必要な持ち物】

1. 印かん
2. 障害者手帳
3. 診断書(所定の様式があります。) ※療育手帳が『A-2a』の場合は省略可
4. 戸籍謄本
5. 障害児名義の預金通帳
6. マイナンバー通知カード 若しくは マイナンバーカード

特別障害者手当

20歳以上で身体又は知的、精神に著しく重度で永続する障害(原則として重複障害)があるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障害者に対して、特別障害者手当が支給されます。

※ 所得制限があります。(8月中旬から9月中旬の間に所得状況届の提出が必要です。)

※ 施設入所または継続して3ヶ月を超える入院の場合は受給できません。

【手当額】 ※年4回(2・5・8・11月)、口座振込により支給

月額 29,590円

【手当を受けるには】

市の福祉課窓口で申請をします。

【申請に必要な持ち物】

1. 印かん
2. 障害者手帳
3. 診断書(所定の様式があります。)
4. 戸籍謄本
5. 本人名義の預金通帳
6. マイナンバー通知カード 若しくは マイナンバーカード

富士吉田市重度心身障害者福祉手当

富士吉田市の条例により、20歳以上の在宅の重度心身障害者(身体障害者手帳所持者の内1級の方及び療育手帳所持者の内最重度の方)に対して、その福祉の増進を図ることを目的として福祉手当を支給します。手当の支給金額については、次のとおりとなります。

【手当額】 ※年1回、口座振込により支給

年額 3,000円

【手当を受けるには】

市役所福祉課障害担当より、該当の方に対して『申請手続きについて』通知します。

山梨県心身障害者(児)扶養共済

心身障害児・者の将来について、保護者が持たれる不安を軽くするために、山梨県心身障害者(児)扶養共済制度を実施しています。この制度は心身障害児・者の保護者が、任意に加入するもので、保護者が死亡し又は身体に著しい障害を有することとなった場合、心身障害児・者に年金が支給されます。

【手当を受けるには】

加入申込書及び添付書類は、市の福祉課の窓口にありますので、加入を希望される方は、手続きをして下さい。

富士吉田市心身障害児童年金

富士吉田市条例により、20歳未満の心身障害児（身体障害者手帳所持者の内1級～6級の児童及び療育手帳所持者の内障害の程度がA1・A2・A3・B1の児童で特別児童扶養手当の受給対象児童を除く）に対して、その福祉の増進を図ることを目的として児童年金を支給します。

【年金の支給金額】

区 分	身体障害者手帳	療育手帳	金 額
施設入所児童	1級～3級	A1・A2・A3	12,000円
	4級～6級	B1	7,200円
施設入所以外 の児童	1級～3級	A1・A2・A3	60,000円
	4級～6級	B1	10,000円

※年1回、口座振込により支給

【手当を受けるには】

市役所福祉課障害担当より、該当の方に対して『申請手続きについて』通知します。

障害年金

傷病によって、一定程度の障害の状態になった者に対して支給される年金です。

①障害基礎年金

65歳未満の方で国民年金に加入している期間中に障害の状態になったとき、又は国民年金法に定める程度の障害のある児童が20歳になったとき、障害基礎年金が受給できます。

【年金を受けるには】

受給要件がありますので、まずは市の市民課年金担当の窓口にてご相談ください。

内線：146・147

②障害厚生年金

厚生年金保険法に基づいて支給される障害年金。各種公務員等が加入している共済年金、船員保険法に基づいて船員の障害年金も、障害厚生年金とほぼ同様です。

【年金を受けるには】

受給要件がありますので、まずは年金事務所にてご相談ください。

③特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

【支給の対象となる方】

(1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

(2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

※障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

※給付金を受けるためには、社会保険事務局(社会保険庁)での認定が必要になります。

【手当を受けるには】

市の市民課年金担当窓口にてご相談ください。

内線 : 146 ・ 147



● 日常生活の支援 ●

1 障害福祉サービス・障害児通所サービス

障害者手帳をお持ちの方で、介護が必要と認定された方のニーズに応じてサービスを提供する「介護給付」と、自立した社会生活を営むために必要な生活能力や仕事のスキルなどを身に着ける訓練を提供する「訓練等給付」があります。

また、障害児では、就学する前に療育を受ける「児童発達支援」と就学後に療育を受ける「放課後等デイサービス」などがあります。

障害福祉サービス・障害児通所サービスを利用するためには、事前申請が必要です。市の福祉課の窓口で申請をします。

2 地域生活支援事業

障害福祉サービスとは別に、障害者の地域における生活を支えるさまざまな事業です。

○ 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の負担軽減を図ります。

○ 訪問入浴サービス事業

在宅の重度障害者等に、訪問による入浴サービスを提供します。

○ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行います。

○ 意思疎通支援事業

聴覚障害者等が手話等による通訳を必要とするときに、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

○ 地域活動支援センター

通所による創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図ります。

【対象者】

身体障害児者・知的障害児者・精神障害児者・発達障害児者
難病等患者（厚生労働大臣が定める）

【申請に必要なもの】

1. 障害者手帳（ない方は障害を確認できるもの）⇒ 医師の診断書や自立支援医療受給者証など
2. マイナンバー通知カード 若しくは マイナンバーカード ※新規申請、転入者のみ
（障害者の方は本人と配偶者、障害児の方は本人と保護者）
3. 年金額のわかるもの（振込み通知書または、年金が振り込まれる通帳）
4. 所得課税証明書※当該年の1月1日に住民でなかった方のみ

【障害福祉サービス利用の流れ】

1. 相談・申請

市の福祉課に相談し、サービスが必要な場合に申請を行います。

2. 調査

障害者・障害児または家族と面接して、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。

※ 調査はおおよそ、30分から1時間程度の時間がかかります。

3. 審査・判定

調査の結果および医師の診断結果をもとに、審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態か決定されます。

※ 利用するサービスによって、審査会での判定が不要場合があります。

4. サービス等利用計画案の作成依頼

指定特定相談支援事業者（＊）が利用者の希望などを考慮に入れたサービス等利用計画案を作成します。

（＊）市の指定を受けた事業所のことで、サービス利用の相談やサービス等の利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整を行います。

5. 決定・通知

計画案を作成した計画相談員が、障害者本人やその家族、事業所職員、市職員などを集め、担当者会議を行います。会議内では、計画案の内容を共有します。その後、決定通知および受給者証が交付されます。

6. 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約を行います。

7. サービスの利用開始

市から交付された受給者証を提示してサービスを利用し、負担能力に応じた利用者負担を支払います。

※ 負担が重くなりすぎないように、所得の低い人の負担を無料にするなどの軽減策があります。

●各種相談窓口●

名称	主な業務内容
富士北麓障害者基幹相談支援センター ふじのわ (富士吉田市役所内)	障害のある方が相談できる場所であり、相談支援専門員等がその相談に対応します。障害の種別や年齢、障害手帳のある・なしに関わらず障害のある方やご家族などならのお困りごとの相談をお受けします。 富士吉田市下吉田 6-1-1 電話 0555-28-6255 FAX 0555-22-1122
富士吉田市障害者虐待防止センター (富士吉田市役所内)	「障害者虐待に関する通報」「障害者を保護するための相談、指導及び助言」など 富士吉田市下吉田 6-1-1 電話 0555-24-5294
富士吉田市ひきこもり相談	ひきこもりに関する相談に対応します。 富士吉田市下吉田 6-1-1 福祉課 0555-22-1111(761)
富士ふれあいセンター	「療育手帳・補装具の相談・判定」「機能訓練」「文化教室」「福祉機器等の展示」「点字図書、字幕入りビデオ等の貸出」など 富士河口湖町船津6663-1(山梨赤十字病院の上側) 電話 0555-72-5533 FAX 0555-72-5539
富士・東部保健福祉事務所	富士北麓や東部地域の保健・衛生・福祉の総合的な事業を持っています。また、保健所では、うつ病や統合失調症などの精神障害から軽い神経症まで、いわゆる「こころの病」にかかっている方や家族の相談をお受けしています。 富士吉田市上吉田 1-2-5 富士吉田合同庁舎 1, 2 階 電話 0555-24-9035 FAX 0555-24-9037
山梨県障害者相談所 (山梨県福祉プラザ内)	身体障害者の医学的・心理的及び職能判定を行うとともに、必要に応じて補装具の処方や適合判定を行い、また身体障害者が最も効果的に自立、社会復帰などできるよう指導しています。 18歳以上の知的障害者を対象に、相談や医学的・心理的及び職能的判定を行い、必要な助言・指導を行っています。 甲府市北新 1-2-12 電話 055-254-8671
都留児童相談所	心身に障害のあるお子さんがすこやかに育つための療育・相談、療育手帳の判定を行っています。 都留市田原 3-5-24 電話 0554-45-7835 FAX 0554-45-7836
民生委員・児童委員活動	身近な地域で民生委員に相談できます 厚生労働大臣より委嘱された「民生委員・児童委員」が、各地域におり、地域社会の福祉全般の相談に応じています。地区担当がありますので富士吉田市民生委員児童委員協議会事務局にご確認ください。 富士吉田市社会福祉協議会民生委員・児童委員協議会事務局 富士吉田市社会福祉協議会 0555-23-8105

山梨県立聴覚障害者情報センター (山梨県福祉プラザ内)	・手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣 ・手話、字幕入り番組ビデオの貸し出し ・自主番組の制作 ・聴覚障害者の相談 ・文化、学習などの活動支援-があります
	甲府市北新 1-2-12 電話 0555-254-8660 FAX 055-254-8665
山梨県立精神保健福祉センター・山梨県自殺防止センター (山梨県福祉プラザ内)	保健所、市町村、精神科医療機関等の関係機関や福祉・教育・労働の各分野と連携をとりながら次のような事業を行っています。 ・精神保健福祉に関する技術指導援助 ・関係職員の教育研修 ・正しい知識の普及啓発 ・精神障害者の社会復帰や社会参加促進事業 ・調査研究 ・協力組織育成 ・思春期・アルコール相談を含む心の健康相談等
	心の電話相談(ストレスダイヤル) 055-254-8700 おこなおう まもろうよ こころ 自殺防止電話相談 0570-064-556 自死遺族相談 055-254-8651 ひきこもり相談窓口 055-254-7231 精神科救急医療相談窓口 055-254-3119 (平日夜間 17:15~21:15、休日 11:00~19:30)
こころの発達総合支援センター	子どもの心の健康や発達障害に関わる問題に的確に対応するため、児童思春期に特有な心の病を持つ子どもや心的外傷を抱えてしまう被虐待児、早期に発見されにくく適切な支援を受けられないため不適応状況に陥りやすい発達障害児者に対して、診断・治療等のクリニック機能や相談・支援体制の充実を図るとともに、発達障害児者の療育について地域の関係機関と連携した地域支援システムを構築します。 甲府市住吉2丁目1番17号 新規受付専用ダイヤル 055-288-1795
山梨県立介護実習普及センター (山梨県福祉プラザ内)	県民の皆さんに介護についての知識や技術を習得していただくため、介護に関する各種の講座を開設しています。介護機器の展示や介護についての相談も行っています。専門のスタッフが丁寧に対応いたしますので、どなたでも安心して御活用ください。 甲府市北新 1-2-12 電話 055-254-8680
山梨県立ふじざくら支援学校	富士北麓地域(富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、鳴沢村、忍野村、山中湖村)を学区とした特別支援学校です。 知的障害・肢体不自由・2つ以上の障害を有する重度障害のある児童・生徒のための学校です。小学部・中学部・高等部があり、ひとり一人の実態に応じた教育を行っています。 お子様の特性について相談や子育てしている中で困っていること、就学の相談、学校生活で困っていることなどについての相談を年間通じてお受けしています。 富士河口湖町船津 6663-1 電話 0555-72-5161 FAX 0555-72-5164

●聴覚障害者のためのサービス●

緊急通報システムサービス(Net119)

“救急車、消防車を呼びたい、どうしよう”という時にスマートフォン等で呼ぶことができます。

【利用するには】

- ① Net119利用申込書に必要事項を記載して、富士五湖消防本部指令課に提出。
もしくは専用のQRコードから空メールを送信する。
- ② 利用申込み後、消防本部が申請内容を確認し登録されます。

富士五湖消防本部 電話 0555-22-0119 FAX 0555-24-4420

聴覚障害者向け放送番組(目で聴くテレビ)

「目で聴くテレビ」は聴覚に障害のある方のための放送局です。ニュースや地域の話からスポーツ、手話学習まで、手話と字幕をつけてさまざまな情報をお届けしています。

※専用受信機『アイ・ドラゴンⅢ』が必要です(日常生活用具申請可)。

アイ・ドラゴン4 (IPTV) が販売中です。

【問い合わせ】

CS障害者放送統一機構 電話 06-6242-6501 FAX 06-6242-6502

●視覚障害者のためのサービス●

点字図書・録音図書(本や広報の朗読)の貸し出し

視覚障害者が対象に点字図書や録音図書(本や広報の朗読)を貸し出します。点字用図書ですので、ご自宅に無料で送付します。点字図書館での事業です。

※広報・議会だより・社協だよりの音声デジター:毎月発送

※山梨日日新聞(地域欄)の音声デジター:毎月発送

※その他の点字図書・音声デジター:随時

【利用するには】 社会福祉協議会に申し込み。点字図書館の利用登録をします。

点訳・朗読サービス

希望する文書等を点訳や音訳します。点字図書館で活動している『点訳サークル白樺』『朗読ボランティアさくらの会』で行っています。

【利用するには】 社会福祉協議会に申し込みます。電話 0555-23-8105

点字郵便物の無料扱い

点字のみを掲げたものを内容とする郵便物は、無料で送ることができます。利用方法については、郵便局の窓口にお問い合わせください。富士吉田郵便局 電話 0555-22-3403

点字での投票

視覚障害者で、通常の文字が書けない人には、点字による投票が認められています。

入場券についても、希望される方には入場券の記載内容を点字にて対応します。

【利用するには】 選挙管理委員会に申し込みます。電話 0555-22-1111 内線 301

●『働きたい』を支援するサービス●

ハローワークでの障害者求職登録(どうやって仕事をみつけるの?)

ハローワークでは、障害者の専門窓口を設置して、企業への就職のための職業相談・紹介を行っています。はじめて登録する方は、障害者手帳を持参し、住所を管轄するハローワークで登録をします。聴覚障害者の方は、手話通訳による職業相談も行っています。

⇒ハローワーク富士吉田 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3

電話0555-23-8609 FAX0555-24-4019

ジョブコーチ(1人で仕事ができるかなあ・・・)

ジョブコーチは企業と障害者の間に立ちみんなが安心して働ける職場作りのお手伝いをします。一人で就職するのが難しい！という障害のある方のために、ジョブコーチと呼ばれる人が一緒に職場で付き添います。企業や本人の不安が解消されるにつれて、少しずつ付き添うレベルを少なくしていき、最終的には1人で仕事ができるようにします。就職後も、職場を定期的に訪問するなど、アフターケアも実施します。利用するには、ハローワークに相談しましょう。

トライアル雇用(自分にあっている会社なのか心配・・・)

短期間(原則として3か月間)試行的に働き、その間にお互いの理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ります。つまり、自分も会社もお互いがあるかを考える期間です。利用するには、ハローワークに相談しましょう。

障害者雇用を支援する機関(就労についていろいろ相談したい・・・)

⇒山梨県障害者就業・生活支援センター

障害者の職業生活における自立を図るため、地域の関係機関の連携拠点となり、また就業面及び生活面における一体的な支援を行います。

『障がい者就労・生活支援センターありす』

富士吉田市新西原3-4-20 電話 0555-30-0505

「ありす」では、就職を希望する障がいのある方や、在職中の障がいのある方の就業・生活における悩み等に対してお手伝いします。雇用・福祉・教育等の関係機関との連携を取り、いろいろな方法で支援していきます。

【精神障がい・知的障がい・身体障がいのある方で】

○「働きたい」と思っている方

○現在働いているが、「身体がツライ」「職場の人間関係に悩んでいる」方など

【事業所・企業等の方】

○障がい者の雇用を考えている事業主の方

○障がい者の雇用をしており、問題を抱えている事業主の方

その他県内施設

『陽だまり』北杜市長坂町長坂下条1368-1 電話0551-32-0035

『すみよし障害者就業生活支援センター』甲府市住吉4-11-5 電話055-221-2133

『障害者就業生活支援センターコピット』甲州市塩山上於曽933-6 電話0553-39-8181

⇒山梨県障害者職業センター

障害者の職業自立及び雇用の促進・安定を図るため、次の業務を行っています。

- ①障害の状況に応じた職業自立及び能力や特性に合った仕事を見つけるための職業相談。
- ②基本的な労働習慣を身につけるための職業準備訓練。
- ③仕事上の悩みやトラブルを解決するための職場への適応指導。

山梨県甲府市湯田2-17-14 TEL055-232-7069 FAX055-232-7077

社会適応訓練

山梨県が委託した協力事業所での作業訓練を通して、精神障害者が自信や意欲を取り戻し、社会復帰のきっかけにしていくことを目的とする事業です。

※対象者・事業所は、調査の結果、事業に適すると認められた場合のみ

【問い合わせ】

富士・東部保健所地域保健課(吉田中学校のとなり) 富士吉田市上吉田1-2-5

電話0555-24-9035



●障害者の権利をまもる制度●

障害者虐待防止のために

富士吉田市では障害者虐待防止法施行に伴い、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぎ、障害者の安定した生活や社会参加を助けるために富士吉田市障害者虐待防止センターを設置しています。

【障害者虐待とは】(種類)

●養護者による障害者虐待

障害者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居する人による虐待のこと

●障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待のこと

●使用者による障害者虐待

障害者を雇って働かせている事業主や上司、同僚による虐待のこと

《通報や届け出をした人の情報はもちろん守ります》

虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱い、秘密は守ります。

また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報でも、通報の内容は受け付けます。

【こんなことが障害者虐待】

●身体的虐待

障害者の身体に傷や痛みを負わせる暴力を加えること。正当な理由なく身動きがとれない状態にすること

●経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと

障害者に理由なく金銭を与えないこと

●放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介護をせず、障害者の心身を衰弱させること

●性的虐待

障害者に無理やり、わいせつなことをしたり、させたりすること

●心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること

《「虐待される人」「虐待してしまう人の両方を救うために》

障害者虐待は様々な理由から発生してしまう社会的な問題です。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の環境や経済状況など要因は個別に違います。

それらを知識や技術、負担軽減などで専門的に多角的に支援します。

【お問合せ】

富士吉田市障害者虐待防止センター

富士吉田市下吉田6-1-1 市役所市民生活部福祉課内

電話 専用ダイヤル 0555-24-5294 富士吉田市市民生活部福祉課内

平日・夜間・祝祭日ともに専用ダイヤルにお願いします。

障害者差別に関する相談

障害者差別解消法では、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。障害を理由とする「不当な差別的取り扱い」を禁止し、障害のある人や家族等から申し出があった場合に「合理的配慮」の提供が求められており、地域社会での理解・協力が必要です。

【相談窓口】

ふじのわには山梨県から委嘱された障害者差別地域相談員が在籍しています。身近な相談相手として、障害者差別地域相談員または福祉課までご相談ください。

富士北麓障害者基幹相談支援センターふじのわ 電話番号:0555-28-6255

日常生活自立支援事業

知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではなく、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理に不安を感じている方に支援します。

【サービスの内容】

1. 福祉サービスの利用援助サービス

○福祉サービス利用の手続き複雑で一人では難しい。など

2. 日常的な金銭管理サービス

○お金のやりとりや預金のおし入れに自信がない、誰かに金銭の管理をしてほしい。

○生活費のやりくりが出来ず、医療費や福祉サービス利用料、公共料金等の支払いが滞ってしまう など

3. 大切な書類をお預かりして保管するサービス

○預金通帳・印かん・年金証書・大切な書類をなくしてしまう。

【利用料】 1時間 1,000円 1時間を超えた場合15分ごとに250円加算。

（生活保護受給者、住民税非課税世帯は免除）

【利用するには】

富士吉田市社会福祉協議会にご相談ください。利用者と契約後に支援が始まります。

富士吉田市社会福祉協議会 電話 0555-23-8105

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を、法律的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

【成年後見人に頼めること】

『財産の管理や手続き』や『介護などのサービスを受けるための契約や、病院や施設の入所に関する契約』を、本人に代わって成年後見人が行うので安心して生活を送ることができます。

【メリット・デメリット】

（メリット）

高額な支払いを要する契約行為は成年後見人が代理して行うので、悪質商法の被害にあう心配がなくなります。もし契約をしてしまっても、本人が単独で行った行為は取り消しが出来ます。

（デメリット）

後見や保佐が開始すると、本人は医師、税理士等の資格や会社役員の地位を失います。

※かつては成年被後見人等になりますと戸籍に記載されましたが、なくなりました。

【問い合わせ】

家庭裁判所都留支部 電話 0554-43-2185

成年後見センター・リーガルサポート山梨 電話 055-254-8030

山梨県社会福祉士会 電話 055-269-6280

●難病の方を支援する制度●

特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業は、難病患者の医療費の助成制度です。

指定難病に関する情報については、「難病情報センター」のホームページをご覧ください。

URL: <http://www.nanbyou.or.jp/>

- ・都道府県・指定都市ごとの相談窓口
 - ・都道府県・指定都市ごとの難病指定医や難病指定医療機関
 - ・指定難病の疾病概要や診断基準
- などが掲載されています。

【助成を受けるためには】

富士・東部保健所健康支援課に申請をします。

富士吉田市上吉田1-2-5富士吉田合同庁舎1階(吉田中学校隣)TEL0555-24-9034

山梨県難病相談・支援センター

相談のほかにも、難病患者の仲間づくりや集いなど、同じ疾患をもつ患者や家族の交流の機会を提供するとともに、機関紙の発行やホームページ等により、難病についての情報提供をおこない、患者や家族の精神的負担の軽減につとめます。

※運営: 山梨県患者・家族団体協議会

山梨県甲府市太田町9-1 TEL・FAX (055)223-3241

URL <http://www.nanbyou-soudan.jp/>

●病気のお子さまを支援する制度●

小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性特定疾患で長期に治療を要する18歳未満(20歳未満まで延長可)の児童に対し、その医療費の一部を助成する制度です。

【給付の対象】

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| * 悪性新生物(急性リンパ性白血病など) | * 慢性腎疾患(ネフローゼ症候群など) |
| * 慢性呼吸器疾患(慢性肺性心など) | * 膠原病(川崎病、若年性関節リウマチなど) |
| * 糖尿病(1型糖尿病、2型糖尿病など) | * 先天性代謝異常(軟骨無形成性症など) |
| * 血液・免疫疾患(血友病など) | * 慢性消化器疾患(先天性胆道閉鎖症など) |
| * 神経・筋疾患(ウエスト症候群など) | * 慢性心疾患
(心室中隔欠損症、左心低形成症候群など) |
| * 内分泌疾患(成長ホルモン分泌不全性低身長、先天性甲状腺機能低下症など) | |
| * 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群(コフィン・ローリー症候群など) | |
| * 皮膚疾患(眼皮膚白皮症など) | |

【助成を受けるためには】

富士・東部保健所健康支援課に申請をします。

富士吉田市上吉田1-2-5富士吉田合同庁舎1階(吉田中学校隣)TEL:0555-24-9034

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

ご家庭で療養している小児慢性特定疾患対象の児童が対象です。日常生活がより円滑に行われるように、日常生活用具の給付を行います。

※身体障害者手帳をお持ちの児童は、手帳での日常生活用具が優先となります。

【給付対象】

- ① 便器 ②特殊マット ③特殊便器 ④特殊寝台
 ⑤歩行支援用具(手すり、スロープ、歩行器等) ⑥入浴補助用具 ⑦特殊尿器
 ⑧体位変換器 ⑨車いす(電動以外の場合) ⑩頭部保護帽 ⑪電気式たん吸引器
 ⑫クールベスト ⑬紫外線カットクリーム ⑭ネブライザー(吸入器) ⑮パルスオキシメーター
 ⑯ストーマ装具(消化器系) ⑰ストーマ装具(尿路系) ⑱人工鼻

【給付を受けるには】 福祉課の窓口で申請します。

■申請に必要なもの ①申請書(窓口にあります) ②小児慢性特定疾患受診券

●富士北麓の障害者団体・家族会●

名 称	代表者氏名	連 絡 先	備 考
富士吉田市 身体障害者福祉会	会長 中澤 正利	(事務局) 志村 幸子 富士吉田市新町4-2-3	市内の身体障害者により活動・運営。 ※工芸活動・スポーツ教室・交流会・体育大会等の活動。
富士吉田市 視覚障害者協会	会長 荻窪 たき子	(事務局) 富士吉田市下吉田4-2-15 富士吉田市社会福祉協議会内 TEL. 0555(23)8105	市内の視覚障害者により活動・運営。 ※陶芸・料理・民謡教室等の活動。
障害者援護の会 ありんこ	会長 宮下 くに江	(事務局) 富士吉田市旭2-15-12 ライフサポートセンターさかえ TEL. 0555(22)3770	市内の知的障害児(者)の父母により活動・運営。 ※小規模授産施設・福祉作業所・ありんこ学級の運営の活動。
富士吉田市障害者 団体連絡協議会 いずみ	会長 渡邊 秀樹	(事務局) 富士吉田市旭2-15-12 ライフサポートセンターさかえ TEL. 0555(22)3770	市内の障害者団体(施設)の連絡協議会として活動・運営。
富士吉田市 聴覚障害者協会	会長 関根 ふじゑ	(事務局) 富士吉田市大明見5-16-8 宮下 文元 FAX. 0555(22)2846	聴覚障害者の生活、文化、教育の向上と社会的自立の促進を図ると共に、聴覚障害者に対する市民の理解を広める活動。
障害者の地域生活を考える保護者連絡会 ひつじ	会長 伊藤 正範	(事務局) 富士吉田市浅間1-11-29 代表 伊藤 正範 TEL. 0555(23)4544	富士北麓地域に生活する障害児者の各福祉団体、授産施設／作業所に通う障害者の保護者団体が中心となり、障害を持つ人たちの生きがいのある地域生活向上を目指している。

NPO 五湖の会	会長 宮下由起男	(事務局) 富士吉田市松山1248-2 ふじざくら 内 TEL. 0555(24)5061	富士北麓地域を中心とした 地域住民・精神障害者およ び精神障害者を抱える家 族に対して、日常生活の支 援、精神障害者の社会復 帰対策の支援を目的とし て活動しています。
----------	-------------	--	--

●障害者マーク●

障害者のための国際シンボルマーク	クローバーマーク(身体障害者標識)
 障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。 【購入方法(取り扱い)】 ① 障害者社会参加推進センター(直接販売) 山梨県障害者福祉協会 ※障害者であることが証明できる手帳や手帳のコピーを持参。 ② 自立ネットワーク山梨(直接販売・郵送) 住所: 甲府市川田町506番地 電話番号: 090-8879-0098	 肢体不自由の障害者が運転している自動車であることを示すマーク。道路交通法に定められています。 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方で、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。 なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込みをした場合は<u>交通違反</u>となります。 【購入方法】 富士吉田警察署にお問い合わせください。(ホームセンター等で販売されています)
ちょうちょマーク(聴覚障害者標識)	耳マーク
 聴覚障害者が運転している自動車であることを示すマーク。道路交通法に定められています。 普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該免許に条件を付されている人です。 普通自動車(普通貨物自動車含む)の運転には、特定後写鏡(ワイドミラーまたは補助ミラー)を取り付けることとちょうちょマーク(聴覚障害者標識)を表示することが義務づけられています。 なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込みをした場合は<u>交通違反</u>となります。	 耳の不自由な人であることをあらわすマーク。 耳が聞こえない、聞こえにくいということは、外見からはわかりにくいので、その不安をもった人たちのコミュニケーションをサポートするためにつくられました。このマークにより、聴覚障害者は、援助を求めやすい環境になります。 【購入方法】 社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 FAX. 03-3354-0046

盲人のための国際シンボルマーク  世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。	ほじょ犬マーク  身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 お店の入り口などで、このマークを見かけたり、補助犬を連れていての方を見かけた場合は、ご理解ご協力をお願いします。
オストメイトマーク  人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いします。	ハート・プラスマーク  「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。
「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク  白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。	ヘルプマーク  義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS 規格)。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

こども車いすマーク	やまなし思いやりパーキング
「子ども用車いす」の啓発マークです。 外見からは病気や障害が分かりにくいお子さんもいます。首や腰がまだすわっていないかったり、歩けなかったり、片手で気軽に抱っこできないお子さまもいます。「子ども用車いす」はベビーカーと比べて、大きく重さもあり、畳めないものや、畳めても片手で運べないものがあります。 「子ども用車いす」マークを着けている方を見かけた場合には、御理解、御協力をお願いします。	障害のある方や高齢の方、けが人の方などで車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が駐車する「思いやり駐車区画」を示すマークです。 車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が、公共施設、店舗等の障害者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。 駐車場の管理者の方には、施設の駐車場を、利用証を持った方が駐車できる「思いやり駐車区画」の適性利用を図るため協定を締結して協力をお願いします。対象者の方には、「思いやり駐車区画」の利用証を交付します。
手話マーク	筆談マーク
誰にでも一目でコミュニケーション手段のわかるマークです。 ろう者等からは、「手話で対応をお願いします。」という意味にあり、対応者等からは、「手話で対応します。」という意味になります。 ろう者等に対するコミュニケーション手段の配慮について、理解が広まり、自由にコミュニケーションのとれる社会になれるようご理解ご協力をお願いします。	誰にでも一目でコミュニケーション手段のわかるマークです。 ろう者等からは、「筆談で対応をお願いします。」という意味にあり、対応者等からは、「筆談で対応します。」という意味になります。 ろう者等に対するコミュニケーション手段の配慮について、理解が広まり、自由にコミュニケーションのとれる社会になれるようご理解ご協力をお願いします。

●ヘルプカード・ヘルプマーク車用ステッカー●

1. ヘルプカード

ヘルプカードとは、「手助けが必要な人」と「手助けをしたい人」を結ぶカードです。障害のある人などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、ヘルプカードを使用して周囲の人に必要な配慮や支援を求めることができます。

配布対象者

富士吉田市に在住の障害がある方(※手帳の有無は問いません。)

2. ヘルプマーク車用ステッカー

ヘルプカードをお持ちの方が運転、乗車する車に貼付するステッカーです。

※車椅子マークの駐車区画や思いやり駐車区画に車を駐車するためのステッカーではありません。

配布対象者

富士吉田市に在住のヘルプカードをお持ちの方。該当者一人に1枚交付します。

●防災ベスト●

災害時に障害のある人が安全に迅速に避難所へ移動することができるように、防災ベストを配布しています。「避難に支援が必要です」「目が不自由です」「耳が不自由です」3種類あります。

配布対象者

障害者手帳、特定疾患の受給者証を所持している方や発達障害児(者)で、自ら支援が求められない方。該当者一人に1枚交付します。

持ち物

障害者手帳、受給者証(特定疾患の方)、印鑑



第44回 ボランティア活動推進作品展 市長賞 富士小学校1年 阿部このかさん



転倒予防都市
ふじよしだ

デントウボウシ!!
転ばないまち

// 1311運動を推奨します //



富士吉田市は令和3年10月10日に「転倒予防都市宣言」をいたします。

1日3食、運動、身の回りの整理整頓を心がけることで、転倒を予防することができます。

子供からお年寄りまで、全ての人に「ころばないまち ふじよしだ」のスローガンをお届けします。

富士吉田市役所健康長寿課 | お問い合わせ 0555-22-1111

詳細は市HPをご覧ください →

